

## 第2期益田市子ども・子育て支援事業計画【概要版】

## 計画の概要

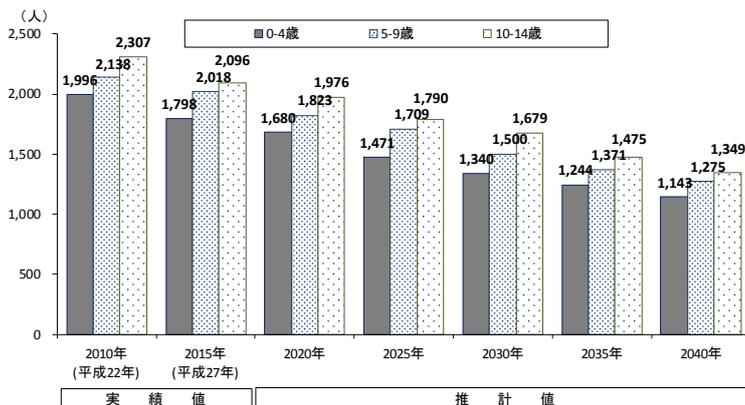
本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく法定計画であり、国の基本指針(教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針)に定める計画の作成に関する事項に基づき策定します。

さらに、本計画は、「益田市総合振興計画」の個別計画として位置付け、「益田市障がい者基本計画」「益田市障がい福祉計画」「益田市障がい児福祉計画」「益田市男女共同参画計画」「益田市食育推進計画」などの各分野別計画とも整合性を図ります。

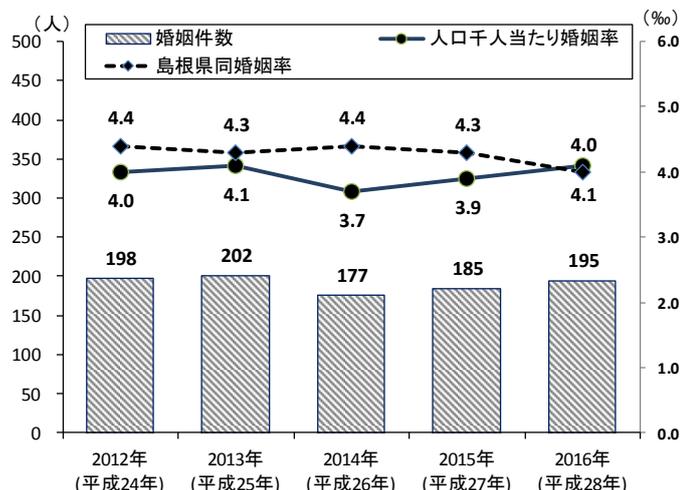
計画の期間	計画の対象
本計画は、2020年度(令和2年度)から2024年度(令和6年度)までの5年間を計画期間としています。なお、毎年本計画の進捗状況を把握し、改善を図ります。	本計画は、市内のすべての子どもとその家庭、地域、企業、行政などすべての個人及び団体を対象とします。 なお、本計画において「子ども」とは、児童福祉法第4条に基づき概ね18歳未満とします。

## 益田市の現状

- 本市の平成30年度末の総人口は46,532人ですが、3つの年代(0~4歳、5~9歳、10~14歳)ともに一貫して減少すると推計されています。
- 本市の出生数は、増減を繰り返しながら減少傾向で推移しています。
- 人口千人当たり出生率は、平成30年で6.8%に減少し、各年ともに島根県に比べると低くなっています。



- 本市の婚姻件数は、平成24年の198件から平成28年の195件に増減しながら推移しています。
- 人口千人当たり婚姻率は、おおむね4.0%前後で推移しています。各年ともに島根県に比べると低くなっていますが、平成28年は同県をわずかに上回っています。



## 計画の基本的な考え方

本市においては、これまで市内の関係部署及び関係機関・団体などと連携して「子ども・子育て支援事業計画」の推進を図ってきました。

「益田市総合振興計画」においては、次世代育成支援の取組方針を「子どもが産まれることを地域ぐるみで祝福し、育ちを支える地域力を高め、子どもを安心して生み育てられる環境づくり」としています。

本計画における計画策定の基本理念につきましては、上述の考え方を踏まえ、次のとおりとします。

### 【基本理念】

地域とともに、子どもを安心して生み  
育てられるまち 益田

### 【計画の基本的な視点】

#### ◆子どもの育ちの視点

○「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、子どもの視点に立って、子どもを独立した人格を持つ権利の主体として尊重し、その権利が保障され、豊かな人間性を形成し、健やかに成長できるよう、子どもの健全育成の環境を整えていきます。

#### ◆親としての子育ての視点

○子育ての第一義的な責任は保護者にあることを前提とし、保護者の子育てに対する負担や不安を軽減し、親としての自覚と責任を持って、心豊かな愛情あふれる子育てができるような環境を整えていきます。

#### ◆地域での支え合いの視点

○子育ては、次代を担う人材を育てることであり、地域の様々な分野の構成員がそれぞれの役割を果たし、社会全体で子どもや子育てを見守り支え合っていくことが求められます。  
地域ぐるみで子育て支援を推進し、子どもが地域の未来を創っていけるような取組を進めます。

#### ◆子育て環境の充実の視点

○働きながら安心して子どもを生み育てることができるように、多様なニーズに柔軟に対応できる子育てをめぐる環境づくりを推進するため、子育てに対する職場への理解・協力を促進するとともに、男性の育児休業の取得率の向上など、子育てと仕事とのバランスがとれる働き方を支援する取り組みを推進します。

## 基本目標

基本理念を実現するための本計画の基本目標として、以下の4つを設定します。

### 基本目標1 地域における子育てへの支援

○子育て中の親子が気軽に交流し、相談や情報交換ができる場所・機会の提供や保護者の多様なニーズに対応した保育サービスの充実に努めます。

### 基本目標2 子どもにとって良質な教育・保育の提供

○多様な教育・保育ニーズに対応するための体制整備や人材の確保に努め、また、保育施設・幼稚園・小学校の連携・情報共有の体制を強化し、保幼こ小の一貫した教育・保育を目指します。

### 基本目標3 配慮が必要な子どもの育ちを支える環境の整備

○不登校やいじめへの適切な対応、児童虐待の早期発見と迅速な対応、障がいのある子どもの家庭への支援の充実など、社会的養護を必要とする子どもや家庭への支援体制の強化を図ります。

### 基本目標4 仕事と子育ての両立の推進

○家庭・地域・企業などの社会全体でワーク・ライフ・バランスの実現を推進するため、企業や従業員に対する啓発活動を推進します。

## 基本目標とその主要施策の具体的方向

### 基本目標1 地域における子育てへの支援

#### (1) 多様な子育て支援サービス環境の整備

##### 具体的な取組

- 子育てサロンへの支援
- 子育ての相談・交流・学習・情報提供などを行う「地域子育て支援拠点事業」の充実
- 「ファミリー・サポート・センター事業」、「子育て短期支援事業（ショートステイ）」の実施
- 特別保育サービス（延長保育、一時保育、休日保育、障がい児・発達促進保育、病児保育、低学年受入れ事業など）
- 幼稚園における預かり保育
- 保育所・幼稚園の施設整備
- 現在実施されている保育サービスについての検証及び改善

#### (2) 地域における子どもの居場所づくりの推進

##### 具体的な取組

- 「放課後児童クラブ」の実施
- 放課後児童クラブとボランティアハウスの活動に関する情報交換
- 益田版放課後子ども総合プランに関する情報交換
- 子育て支援ネットワークの体制強化
- 地域ぐるみで子どもの育成を図るための体験・交流・学習等の支援及び充実
- 公園、児童遊園の整備及び維持管理

#### (3) 母親と子どもの健康の確保

##### 具体的な取組

- 相談・保健指導の充実
- 「妊婦健康診査」の充実
- 妊娠中の不安解消のための「産前教室」の実施
- 「乳児家庭全戸訪問事業」の実施
- 「乳幼児健康診査」、「乳幼児歯科健診」及び「予防接種」等の実施

#### (4) 子育ての悩みや不安への支援

##### 具体的な取組

- ますだ健康ダイヤル 24（健康医療電話相談）の実施
- 子育てあんしん相談係（子ども家庭総合支援拠点）における相談の実施
- 子育て世代包括支援センターにおける相談の実施
- スクールカウンセラーによる相談の実施
- 子育て支援センターでの相談の実施
- ホームページによる相談窓口の情報提供
- 子ども若者支援センターによる相談の実施
- 医療費の助成

### 基本目標2 子どもにとって良質な教育・保育の提供

#### (1) 就学前教育・保育の体制確保

##### 具体的な取組

- 幼稚園の維持、認定こども園への移行の支援
- 保育所の受入れ体制の充実、認定こども園への移行の支援
- 幼稚園、小規模保育所の運営支援の継続
- 教育・保育の専門性を高め、質の向上を図るための研修の実施
- 教育・保育の質の確保及び向上のための人材確保
- 子どもの体質などにあった給食設備、食生活改善や食育に繋がるメニューの充実、専門の人材確保等についての支援の検討

## (2) 保幼小の連携

### 具体的な取組

- 「地域ぐるみの教育システム」の構築
- 保幼小連絡協議会を開催し、課題等の解決への取り組み
- 高い専門性を有した幼児教育スーパーバイザー、アドバイザーの設置の検討
- ふるさとを愛する意識の醸成を図る「ふるさと教育」の推進
- 中高生を対象として市内保育所等で乳幼児と触れ合う保育体験プログラムの実施
- 保幼小が連携して電子メディアへ依存しない生活への啓発

## 基本目標3 配慮が必要な子どもの育ちを支える環境の整備

### (1) 配慮が必要な子どもへの支援

#### 具体的な取組

- 「放課後等デイサービス」の実施
- 「保育所等訪問支援」の実施
- 放課後児童クラブ支援員の研修などの実施や指導相談などの支援
- 障がいのある子どもに対応する保育士・幼稚園教諭の配置等についての支援
- 特別支援教育の実施に向けた環境づくり
- 障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むための相談支援体制の整備と相談支援事業の充実
- 外国人の子育て家庭に対する支援

### (2) 要保護児童等への支援

#### 具体的な取組

- 全戸訪問（乳児全戸家庭訪問事業）の実施
- 保健師等が家庭訪問し、指導助言を行う「養育支援訪問事業」の実施
- 「要保護児童対策地域協議会」を中心に各関係機関と連携を深め、総合的支援の充実
- 継続的なソーシャルワークを行う子ども家庭総合支援拠点の設置

### (3) ひとり親家庭等の自立支援の推進

#### 具体的な取組

- 「養育支援訪問事業」の実施
- 就業力の向上や就職に有利な資格の取得の支援
- ひとり親家庭等に対して児童扶養手当の支給や貸付制度などの既存の支援施策の周知・広報

## 基本目標4 仕事と子育ての両立の推進

### (1) ワーク・ライフ・バランスの推進

#### 具体的な取組

- 企業に対して事業所内保育施設の設置についての支援制度の紹介等
- 県事業しまね子育て応援パスポート事業（こっころカード）推進への協力
- 県事業しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）認定制度普及のための支援協力
- 勤労者・事業主・地域住民等の意識改革を進める広報・啓発・情報提供
- 「男女共同参画計画」の推進

## 教育・保育事業の需要量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、教育・保育及び地域子育て支援事業の提供体制の確保に関する計画について、その提供区域を以下のように設定し、国の「基本指針」に定められた教育・保育及び地域子育て支援事業の確保の内容と実施時期について定めます。

教育・保育施設及び地域型保育事業	算出対象児童年齢
1号認定（認定こども園及び幼稚園）	3～5歳
2号認定（認定こども園及び保育所）	3～5歳
3号認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育事業）	0～2歳

【初年度】

（単位：人）

2020年度	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
量の見込み	135	883	513	231
①量の見込み 小計	135	883	744	
確保数	189	957	520	197
特定教育・保育施設 <sup>※1</sup>	189	957	518	194
特定地域型保育 <sup>※2</sup>			2	3
②確保数 小計	189	957	717	
②-①＝	54	74	▲27	

【中間年度】

2022年度	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
量の見込み	131	855	470	217
①量の見込み 小計	131	855	687	
確保数	189	957	520	197
特定教育・保育施設 <sup>※1</sup>	189	957	518	194
特定地域型保育 <sup>※2</sup>			2	3
②確保数 小計	189	957	717	
②-①＝	58	102	30	

【最終年度】

2024年度	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
量の見込み	118	767	442	204
①量の見込み 小計	118	767	646	
確保数	189	957	520	197
特定教育・保育施設 <sup>※1</sup>	189	957	518	194
特定地域型保育 <sup>※2</sup>			2	3
②確保数 小計	189	957	717	
②-①＝	71	190	71	

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭の保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

## 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

### ①利用者支援事業

供給体制【基本型・特定型】					
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
① 量の見込み	0	0	0	0	0
② 提供体制	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0
供給体制【母子保健型】					
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
① 量の見込み	1	1	1	1	1
② 提供体制	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

### ②地域子育て支援拠点事業

量の見込みと確保数		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
① 量の見込み		546	521	504	489	474
提供体制	② 確保数	750	750	750	750	750
	箇所	1	1	1	1	1
②-①=		204	229	246	261	276

### ③妊婦健康診査

量の見込みと確保数		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
① 量の見込み(人)		270	260	260	250	250
① 量の見込み(回数)		3,240	3,120	3,120	3,000	3,000
② 提供体制	・実施場所:各医療機関 ・検査項目:血液検査、超音波検査等の国が定める基本的な妊婦健康診査項目 ・実施時期:妊娠12~39週まで					

### ④乳児家庭全戸訪問事業

量の見込みと確保数		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
① 量の見込み		280	270	260	260	250
② 提供体制	・実施体制:10人(保健師、看護師、助産師など) ・実施機関:直営					

### ⑤養育支援訪問事業

量の見込みと確保数		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
① 量の見込み(人)		50	50	50	50	50
② 提供体制	・実施体制:14人(保健師、栄養士、保育士、社会福祉士等専門職) ・実施機関:直営					

### ⑥子育て短期支援事業(ショートステイ)

量の見込みと確保数		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
① 量の見込み		155	151	147	140	135
② 確保数		155	151	147	140	135
②-①=		0	0	0	0	0

### ⑦ファミリーサポートセンター(子育て援助活動支援事業)

量の見込みと確保数		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
① 量の見込み		45	45	45	45	45
② 確保数		180	180	180	180	180
②-①=		135	135	135	135	135

### ⑧-1 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）

量の見込みと確保数	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
① 量の見込み	2686	2666	2606	2447	2348
② 確保数（幼稚園）	2686	2666	2606	2447	2348
②-①=	0	0	0	0	0

### ⑧-2 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）

量の見込みと確保数	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
① 量の見込み	3339	3255	3169	3025	2911	
確保数	一時預かり事業 （幼稚園型を除く）	3254	3170	3084	2940	2826
	ファミリー・サポート・センタ ー事業（未就学児）	180	180	180	180	180
	② 合計	3434	3350	3264	3120	3006
②-①=	95	95	95	95	95	

### ⑨ 時間外保育事業（延長保育）

量の見込みと確保数	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
① 量の見込み	582	566	551	526	505
② 確保数	582	566	551	526	505
②-①=	0	0	0	0	0

### ⑩ 病児・病後児保育事業

量の見込みと確保数	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
① 量の見込み	600	600	600	600	600
提供体制	② 確保数	1800	1800	1800	1800
	箇所	1	1	1	1
②-①=	1200	1200	1200	1200	1200

### ⑪ 放課後児童健全育成事業

量の見込みと確保数	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
低学年					
① 量の見込み	385	378	367	369	365
② 確保数	392	392	392	392	392
②-①=	7	14	25	23	27
高学年					
① 量の見込み	105	124	140	139	132
② 確保数	131	131	131	131	131
②-①=	26	7	▲9	▲8	▲1
合計					
② 量の見込み	490	502	507	508	497
② 確保数	523	523	523	523	523
②-①=	33	21	16	15	26
提供体制（施設数）	16	16	16	16	16

### ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

#### 供給体制

今後、国の指針などに基づき助成を検討します。

### ⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

#### 供給体制

今後、国の指針などに基づき取り組んでいきます。